



資料提供	
令和5年3月24日	
担当課 (担当)	学校教育課 (安本) 30-8410(内線 7820) こども家庭課(山下) 30-8235(内線 7490)

## 鳥取市のマスク着用の考え方について（一部変更）

小・中・義務教育学校及び公立保育園・公立幼稚園等における4月1日以降の鳥取市のマスク着用の考え方について、下記のとおり一部を変更いたします。（変更内容は、太字及び下線箇所）

### 記

#### 1 小・中・義務教育学校

○児童生徒：マスクの着用を求めないことを基本とする。

○職員：マスクの着用を求めないことを基本とする。

○感染リスクが比較的高い教育活動の実施にあたっては、活動場面に応じて感染症対策を講じる。

※施設内で陽性者が多数発生するなど、感染対策上の理由から、状況に応じてマスク着用等自主的な感染予防行動を求めることはある。

#### 【入学式】

○児童生徒：マスクの着用を求めないことを基本とする。

○来賓・保護者等：マスクの着用を求めないことを基本とする。

○職員：マスクの着用を求めないことを基本とする。

※なお、この変更は、文部科学省より示された「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について」において示された内容を踏まえたものです。

#### <変更前>

■児童生徒：今年度中は、マスクの着用を継続。4月1日以降は、マスクの着用を求めない。

■職員：3月13日以降も当面の間、業務時間中のマスク着用を継続。

#### 【卒業式・入学式】

■児童生徒：マスクの着用をしないことを基本とする。着用は本人または保護者の意向による。

■来賓・保護者等：マスクの着用を基本とする。（感染対策上の観点）

■職員：マスクの着用をしないことを基本とする。

※国歌・校歌等の斉唱、合唱等を実施する場合は、マスク着用など一定の感染症対策を講じたうえで実施。

## 2 公立保育園・公立幼稚園等

○園児：2歳未満児のマスクの着用は奨めない。

2歳以上児についても、マスクの着用を求めない。

○来園者（保護者）等：個人の判断に委ねることとし、着用を求めない。

○職員：個人の判断に委ねることとし、業務時間中の着用を求めない。

※施設内で陽性者が多数発生するなど、感染対策上の理由から、状況に応じてマスク着用等自主的な感染予防行動を求めることはある。

### 【入園式】

○園児：マスクの着用を求めないことを基本とする。

○来賓・保護者等：個人の判断に委ねることとし、着用を求めない。

○職員：マスクの着用を求めないことを基本とする。

### <変更前>

■ 2歳未満児のマスクの着用は奨めない。

2歳以上児についても、マスクの着用を求めない。

■ 来園者（保護者）等：個人の判断に委ねることとし、着用を求めない。

■ 職員：3月13日以降も当面の間、業務時間中のマスクの着用を継続。

### 【卒園式・入園式】

■ 園児：マスクの着用をしないことを基本とする。

■ 来賓・保護者等：マスクの着用を基本とする。（感染対策上の観点）

■ 職員：マスクの着用をしないことを基本とする。

※庁舎等における考え方については、変更ございません。

※今後新たな国の方針が示されれば、見直しの可能性があります。